

電波監理審議会（第1024回）議事要旨

1 日 時

平成27年11月11日（水）15:07～16:28

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

前田 忠昭（会長）、吉田 進（会長代理）、松崎 陽子、村田 珠美

(2) 審理官

宮本 正、榮 春彦

(3) 幹事

渡邊 喜久（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

福岡総合通信基盤局長、渡辺電波部長 他

4 議 事 模 様

(1) 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案について

（諮問第30号）

審議の結果、諮問のとおり改正することは適当との答申をした。

【内容】

特定実験試験局が使用可能な周波数を拡大するため、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部改正を行うもの。

(2) 電波法施行規則の一部を改正する省令案について

（諮問第31号）

審議の結果、諮問のとおり改正することは適当との答申をした。

【内容】

高周波利用設備の型式指定対象設備に非接触電力伝送装置を追加するため、電波法施行規則等の一部を改正するもの。

(3) 日本放送協会の公益財団法人放送番組センターに対する出捐の認可について (諮問第32号)

審議の結果、諮問のとおり認可することは適当との答申をした。

【内容】

公益財団法人放送番組センターに対して、日本放送協会が出捐を行うもの。

(4) 付議されている異議申立てに関する審議 (平成25年10月9日付け付議第2号)

【内容】

「広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設計画の認定に関する処分に対する異議申立て」について、決定案の議決に向けた審議を行った。

(文責：電波監理審議会事務局)